



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権プラザ便り [結び]

(公財) 東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

**認知症になっても、その人らしい「生き方」「暮らし方」
をともに実現しましょう！人間としての尊厳を持って。**

認知症介護が 変わる !!

20年前の認知症介護

介護保険制度もない今から20年ほど前の話ですが、田舎で一人暮らしをしている親が認知症になってしまいました。かかりつけの医者が一人暮らしはもう限界だと告げられて、都会に住む息子夫婦が引き取ります。ところが、認知症の親は頻りに徘徊するようになりました。認知症の人にとっては、住み慣れたところから、まったく知らない土地で暮らさざるを得ないわけですから、不安な生活を余儀なくされ、それが症状の悪化となって現れます。使える介護サービスがあるわけでもなく、家族が見守るしかありませんでした。

「そういう状態が4年間続いた。大変でしたね」と息子さんは当時を振り返りしみじみと語ります。

認知症高齢者 300万人超える！

認知症の高齢者は、2012年に300万人を超え、2025年には470万に上るといわれています。

そうしたなかで、厚生労働省は「かつて、私たちは認知症を何も分からなくなる病気と考え、徘徊や大声を出すなどの症状だけに目を向け、認知症の人の訴えを理解しようとするどころか、多くの場合、認知症の人を疎んじたり、拘束するなど、不当な扱いをしてきた。今後の認知症施策を進めるに当たっては、常に、これまで認知症の人々が置かれてきた歴史を振り返り、認知症を正しく理解し、よりよいケアと医療が提供できるように努めなければならない」と、これまでの認知症施策を再検証して、『「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得

ない』という考え方を改め、『認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会』の実現をめざす」とした『今後の認知症施策の方向性について』を本年6月にまとめました(2頁目を参照)。

認知症の人を地域で支える施策の充実へ

具体的には、①「認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)の作成と普及を推進する」ことを基軸に、②早期診断・早期対応、③地域での生活を支える医療サービスの構築、④地域での生活を支える介護サービスの構築、⑤地域での日常生活・家族の支援の強化など、さまざまな施策を掲げています。

さらに、これらの施策についての数値目標を明記した「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」を9月に公表しました。

今後、認知症にかかわる施策の充実が図られていきますが、現在、認知症の人、さらに認知症の人を抱えた家族にとってはどんな選択肢があるのか、一つの介護サービスを紹介しましょう。

「小規模多機能型居宅介護」とはどんなもの？

「小規模多機能型居宅介護」は、2008年4月から新たにはじまった地域密着型サービスの一つです。住み慣れた地域で自宅の近くにある小規模多機能型居宅介護事業所(事業所)が、ご本人の様態や希望に応じて、「通い」「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせ、自宅で継続して生活するために必要な支援を行います。「通い」で顔なじみになった

職員が「宿泊」や「訪問」の際にも対応するので、とくに認知症の方の不安を和らげることができます。24時間 365 日対応なので家族も安心です。登録定員は25人で、通いの定員上限15人(小規模)。一つの場所でいろんなサービスを使えるし(多機能)、困った時に柔軟ですばやい対応も可能です(利用するには要介護認定が必要)。

とはいえ、難点としては、まだまだ利用できるところが少ないことです。国は、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの拡充を図ろうとしていますが、自治体によって、取り組みの温度差が如実です。

ちなみに、足立区 10 カ所、荒川区3カ所、国立市1カ所、江東区4カ所、江戸川区6カ所、葛飾区3カ

所、品川区3カ所、墨田区6カ所、台東区1カ所、練馬区 11 カ所となっています。

利用料金は、1カ月単位の定額制です。要支援1で4,911円から要介護5で30,904円が目安です。他には、食費、宿泊費、日常生活費(おむつ代等)などが利用者負担となります。

利用にあたっての相談は、各区の担当窓口か地域包括支援センター、ケアマネージャーなどです。事前に事業所を見学することをすすめます。ポイントは、事業所の雰囲気、スタッフの対応、お年寄りの表情、居心地がいかなど五感で感じてください。

なお、地域密着型サービスは、お住まいの自治体(区)にある事業所しか利用できません。それが地域密着型サービスの特徴です。

「今後の認知症施策の方向性について」の概要(抜粋)

1 標準的な認知症ケアパスの作成・普及 (本文1頁、参照)

2 早期診断・早期対応

・「認知症初期集中支援チーム」の設置

認知症の人や家族に関わり、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う事業をモデル的に実施する。

・かかりつけ医の認知症対応力の向上

認知症の人の日常の医療をかかりつけ医が担えるよう、その認知症対応力の向上をはかる。

・「身近型認知症疾患医療センター」の設置

かかりつけ医と連携し、そのバックアップを担う医療機関を整備し、早期の的確な診断、介護との連携を確保する。

3 地域での生活を支える医療サービスの構築

・「認知症の薬物治療に関するガイドライン」の策定

不適切な薬物使用により長期入院することのないように、実践的なガイドラインを策定し、普及を図る。

・一般病院での認知症の人の手術、処置等の実施の確保

一般病院勤務の医師・看護師をはじめとする医療従事者が、認知症ケアについて理解し適切な対応ができるよう研修を拡充する。

・精神科病院からの円滑な退院・在宅復帰の支援

「退院にむけての診療計画」の作成等を通じて、退院後に必要な介護サービス等が円滑に提供できる仕組みづくりを推進する。(以下、略)

4 地域での生活を支える介護サービスの構築

・認知症にふさわしい介護サービスの整備など

グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを拡充する。(以下、略)

5 地域での日常生活・家族の支援の強化

・「認知症地域支援推進員」の設置 (略)

・家族に対する支援など ※以下は、紙面の都合上割愛します。